8.部活動について

(1) 活動時間

顧問の指導のもと、以下の時間まで活動できます。

- 平日 ア校舎内(普通教室棟・特別教室棟・
 - 管理棟・昇降口棟) ・18:00まで活動できます。校舎の施錠を 完了する18:10 までには校舎外に出て ください。
 - 特別な理由がある場合は、18:30まで活動することができます。その際は、当日の16:30までに教務室と校用技師室に「展携り届」を提出してください。
 - イ校舎外
 - ・18:3 0まで活動できます。19:00までには 校外へ出てください。

- ② 休日
- ア 8:00から17:00まで活動できます。 イ 校舎内を使用する場合は、前日の16:30 までに教務室と校用技師室に「居残り 届」を提出してください。
- ③ 始業前

ア 7:45~8:25まで活動できます。 (2) 部活動は1週間に平日1日、十日のどちら

かは休養日を設けるようにしましょう。 (3) 定期考査前1週間、考査期間中は原則とし

て活動することができません。 (4) 部室について

- ① 貴重品を置かないようにしてください。 また火気を持ち込むことはできません。 ② 下校時刻以降、居残らないようにして
- ください。
- ③ 整理整頓に心がけてください。 ④ 部室は無人の場合は必ず施錠するよう
- にしてください。